

教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年2月

教育長	教育次長	学校教育課長	社会教育課長	会 議 ・ 区 分	
				定 例 会	
開会場所	与謝野町役場加悦庁舎 3階 委員会室		担当書記	相 馬 直 子	
会議日程	自 令和3年2月26日（金） 1日間 至 令和3年2月26日（金）				
出席者数	委員 5名 出席				
出席委員	教育長 塩見 定生		委員 岡田 三栄子		
	委員 樋口 潔		委員 酒井 英隆		
	委員 佐々木 和代				
欠席委員	な し				
説明者	教育次長	相馬 直子	学校教育課長	柴田 勝久	
	社会教育課長	植田 弘志	学校教育課長補佐	杉本 真由美	
	社会教育課長補佐	大江 聡	総括指導主事	高岡 弘安	
	人事主事	新田 康弘			
署名委員	委員 酒井 英隆		委員 佐々木 和代		
その他	【傍聴者】 なし				

会 議 に 付 し た 事 件

項 目	件 名	結 果
審議事項	議案第25号 令和3年度与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異動の内申について【非公開】	承認可決
	議案第26号 加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について	承認可決

協 議 及 び 報 告 事 項

項 目	件 名
協議事項	(な し)
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度教育委員会事務事業評価について ・ 令和3年度学校教育の重点（案）について ・ 令和3年度社会教育の重点（案）について
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の予定等について

教育委員会会議録

- 1 日 時 令和3年2月26日 午後1時15分から午後2時20分まで
- 2 場 所 与謝野町役場 加悦庁舎 3階 委員会室
- 3 議事の概要

(塩見教育長)

それでは、令和2年度第11回教育委員会会議を始めさせていただきます。本日の会議の傍聴はございませんでした。

それでは、お配りしております日程に従いまして、会議を進行いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますが、酒井委員と佐々木委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(両委員とも了承)

それではよろしくお願ひいたします。

次に、日程第2「確認事項」としまして、前回会議録等の確認をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(樋口委員)

文言の訂正を事務局にお願いしました。

(酒井委員)

私も一部訂正をお願いしております。

(塩見教育長)

それでは指摘の箇所を整理した上で修正し、次回の教育委員会会議で承認・署名をお願いしたいと思います。

次に、日程第3「教育長の報告」に入らせていただきます。

立春も過ぎましたが、三寒四温の日々が続いております。思いがけず雪が積もるなど、不安定な日が続きましたが、それでも確実に春に向かっていくような気がしております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今のところ少し収まっているようですが、まだまだ厳しい状況にあると思っております。関西3府県につきましては、2月末をもって緊急事態宣言が解除になるようですが、リバウンドも心配されるようです。学校現場におきましても、引き続き、感染対策をしっかりと行いながら、子どもたちにとってはたった1回しかない学校生活ですので、実のあるものにさせていきたいと考えておりますので、

ご理解いただきたいと思ひます。

こども園や小・中学校の状況ですが、全日本ジュニアウエイトリフティング選手権大会がございまして、中学校の部の59kg級で加悦中学校3年生の女子生徒が新記録で優勝いたしました。また、71kg級では江陽中学校2年生の女子生徒が優勝いたしましたので、ご報告させていただきます。また、例年行われております毎日新聞社の書道展で、山田小学校5年生の女子児童が入選いたしました。京都新聞の書道展では江陽中学校2年生の男子生徒が準特選、岩滝小学校4・5・6年生の児童が佳作、橋立中学校3年生の女子生徒が入選いたしました。さらに、「北方領土と私たち」という作文コンクールが例年実施されておりますが、加悦中学校2年生の女子生徒が佳作に入選しております。

小学校のスキー教室につきましては、昨年は雪がなかったために中止になった学校がありました。今年にはコロナ禍ということもございまして、全校中止にしたということでございます。各学校におきましては、卒業式を目前にして、児童会・生徒会の役員改選をするとともに、卒業生を送るための様々な取組をしているということでございます。

次に、社会教育関連事業ですが、2月12日に旧加悦町役場庁舎の前のちりめん街道のバス停待合所を宮津高校建築科3年生の生徒たちが造ってくれましたので、また見てやっていただきたいと思ひます。また、例年行っております京都府市町村対抗駅伝競走大会ですが、今年にはコロナ禍のため中止ということでございます。併せまして、人権啓発作品表彰式並びに令和のBuson俳句大賞の表彰式につきましても、緊急事態宣言下ということで、各校で表彰式を行うとことといたしましたので、ご承知おきください。

先日、私立高校の入学選抜と合格発表が、また公立高校の前期選抜の合格発表がございました。3月8日には公立高校の中期選抜が実施されます。合格発表は3月17日です。

卒業証書授与式でございますが、中学校は3月15日、小学校は3月23日、こども園は3月26日でございます。後ほど次長から出席の依頼をさせていただきますが、今年も時間を短縮して実施して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

(植田社会教育課長)

令和のBuson俳句大賞につきましては、計1176点の応募をいただきました。表彰につきましては各学校において伝達をお願いしております。表彰作品以外の作品等も含めまして、江山文庫において展示させていただいておりますので、機会がありましたらご覧いただければありがたいと思ひます。

また、人権啓発作品についてでございますが、計398点の応募がございました。標語の部、今回特に俳句というカテゴリーを設けさせていただいております。表彰につきましては、各学校において伝達をお願いしております。作品につきましては、知遊館、加悦地域公民館、中央公民館において巡回展示をしております。知遊館はすでに終了しております。加悦地域公民館が3月2日まで、中央公民館が3月3日から3月8日までです。また、作文につきましては、KYTで後日放送予定でございますので、番組一覧表などでご確認いただいで、ご覧いただけたらありがたいと思ひます。

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

ないようでしたら、日程第4「審議事項」に入らせていただきます。

[公開しないこととする議決]

与謝野町教育委員会会議規則 第14条により、議案第20号について、全出席委員意義なく、公開しないこととするに議決。

[議案第25号 令和3年度与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異動の内申については提案どおり承認]

次に、「議案第26号 加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について」を議題といたします。提案理由等の詳細を植田社会教育課長が説明いたします。

(植田社会教育課長より議案に基づき提案理由等説明)

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(樋口委員)

2点教えてください。1点目は、指定については持ち主さんからのご要望を受けて指定するものなのか、周囲の建物や地元との兼ね合い、社会情勢などを考えて、町として指定するという流れなのか、教えていただけますか。

2点目は、指定の対象となる物件が地区内にはまだ残っているのでしょうか。または、現在、申請途中のものがあるのでしょうか。

(植田社会教育課長)

1点目です。今回の物件につきましては、持ち主様から改修の意向がございました。改修に係る国等の補助金制度がございますが、補助金を受けるためには、指定物件である必要がありますので、今回、追加指定をお願いするものです。指定につきましては、持ち主様からの申し出を受けて、もしくは、地域のご意見などを受けてこちらからお願いをして持ち主様のご承諾をいただいて、ご審議いただき、指定するという流れです。

2点目についてでございますが、先ほど申し上げましたように、基本的には持ち主様の申し出かご承諾をいただいてということになりますが、今後指定が見込まれる建物はまだあると思っております。

(樋口委員)

周りとの兼ね合いを考えると指定されていても良い物件もあるが、持ち主ご本人からのご要望や承諾が得られていない物件もあるということではよろしいですか。

(植田社会教育課長)

件数は把握はしておりませんが、あると思います。今回の場合も、母屋はすでに登録されていましたが、離れの方を修理したいということでご相談がありましたので、離れについて追加登録するというところで調整をさせていただいたところでございます。

(岡田委員)

現在、指定されている物件に住まれている方や空き家であっても所有者さんと連絡がとれている方はよいのですが、今後、所有者の方の高齢化が進み、若い方が相続した場合に、建物を壊して建て替えたいと思われることがあるかもしれません。その場合、指定を外してほしいというお申し出があれば、そのように対応することは可能なのでしょうか。

(植田社会教育課長)

罰則規定はありませんので、あくまでもお願いになりますが、立て替えるにあたっては、伝建地区の基準に即した外見等の建物にしてくださいというお話をさせていただくことになります。

(酒井委員)

保存地区の範囲についてですが、町の判断で広げたりすることは可能なのでしょうか。例えば、現在の地区に隣接しているお宅が指定してほしいと希望された場合、追加指定して地区の範囲を広げたりすることはできるのでしょうか。

(植田社会教育課長)

保存地区内であれば、追加等の変更につきましては、町の文化財保存審議会に諮ってご意見をお伺いし、その上で、教育委員会議会で決定をしていただくこととなります。ただし、保存地区の範囲は国から指定を受けておりますので、変更する場合には、国にその旨を申請して、認めていただく必要がございますので、なかなかハードルが高いと思われれます。

(塩見教育長)

それでは、「議案第26号 加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について」、提案のとおり承認される方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(塩見教育長)

挙手全員でございます。よって、「議案第26号 加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について」は、提案のとおり承認されました。

それでは次に、日程第5「報告事項」に入らせていただきます。

はじめに、「令和元年度教育委員会事務事業評価について」、相馬教育次長がご報告申し上げます。

(相馬教育次長)

事務事業評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成して、議会に報告し、公表しなければならないとされております。この規定に基づき、令和元年度の与謝野町教育委員会が執行いたしました事務の取組状況と成果をまとめ、自己点検による評価と学識経験者等による外部評価をいただいたものでございます。

外部評価者につきましては、福知山公立大学の江上先生に委員長をお願いし、あと2名、学校教育関係と社会教育関係からそれぞれ1名ずつ委員にご就任いただきました。

評価委員会は10月6日から3回開催していただきました。事業がかなり多岐にわたりますので、今年度は、学校教育課・社会教育課の事業から、それぞれ2事業をピックアップして、特に重点的な事業としてご説明させていただいたところです。

3回の協議を踏まえまして、「与謝野町の教育委員会事務事業評価に関して(令和元年度分)」として、江上委員長に総評・評価をまとめていただいております。「総合的に判断をして概ね良好と表することができる」という講評をいただきました。

なお、ご指摘をいただきました点につきましては、来年度に向け、改善を図るよう努めてまいります。

(塩見教育長)

何かご質問等がございますでしょうか。

(樋口委員)

2点お伺いをお願いをしたいと思います。1点目は、一般委員の方についてです。どういうお立場の方か、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

2点目はお願いですが、報告書を拝見させていただいて、事務局にお聞きしたいことがあった場合は、後日、改めて機会を設けていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(相馬教育次長)

一般委員の方につきましては、小学校の学校評議員の方と町文化協会方にお世話になっております。また、報告書についてでございますが、ご質問等がございましたら、次回以降の教育委員会会議の際にお時間を設けさせていただければと思います。

(酒井委員)

外部評価として委員の方からご指摘やアドバイスをいただくわけですが、そのことを事務局においてはどのように活かされているのでしょうか。

(相馬教育次長)

会議には関係職員も出席をさせていただいております。いただきましたご指摘等につきましては、担当課内で共有させていただき、改善等が求められている点については、次年度の事業の執行の際に見直すように努めているところです。

(塩見教育長)

ゆっくりとお目通しいただきまして、お気づきの点がございましたら、遠慮なく事務局にお伝えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、「令和3年度学校教育の重点（案）について」、高岡総括指導主事をご報告申し上げます。

(高岡総括指導主事より報告)

(塩見教育長)

何かご質問等はございますでしょうか。

(酒井委員)

読ませていただいて最初に思いましたのは、新型コロナウイルスという単語が入っていないという点です。この1年間のことを考えると、今後も対策が求められるところではないかと思います。内容的には様々な箇所に反映されているということは理解いたしました。新型コロナウイルスという単語を使う方が良いのかどうかについては、お考えもあるところだと思いますが、令和3年度の学校教育においても新型コロナウイルス対策を念頭に置いておかなければならないと思います。

I C Tの活用やG I G Aスクール構想について、もう少し踏み込んで、具体的にどういう取組をするのかということも書いても良いのではないかと思いましたが、これからの取組になりますのでやむを得ないと思います。いじめ事象への対応等についてもしっかりと触れていただいている点は良いと思います。

(高岡総括指導主事)

新型コロナウイルスという単語につきましては様々な観点で検討した結果、「はじめに」の部分で触れることとし、各領域においては用いないことといたしました。

I C Tの利活用について少し付け加えさせていただきます。今年度もそうですが、来年度も、教員自身が学力感や授業感などについて、研修し、学んでいかなければいけないと思っております。タブレット端末が児童生徒に1人1台という時代において、教師が教えられないというわけにはいきません。個々の教師によって技量に差はありますが、「私はできない」ということではなく、教師自身がしっかりと授業感や技量を付けてもらいたいと思っております。教育委員会といたしましても、民間企業等様々なお力をお借りしながら、しっかりとサポートをしていかなければならないと思っております。

(塩見教育長)

新型コロナウイルス感染症によって、教育も変わっていかなければならないということはい間違いないと思っております。また、社会の変化により、新たな課題も生じてきております。コロナの終息後のあり様については、全く元通りに返るのではなく、新しく変わる部分も多いのではないかと思います。

タブレットを使っている＝勉強した、ということではなく、本当に学力が身につけられたのかをしっかりと検証しなければなりません。タブレットは一つのツールであり、タブレットを操作することができたから学力が身についたとってしまうと危険だと思っております。来年度、学校訪問等の機会を捉えて、委員の皆様にも状況を見ていただければと思います。

次に、「令和3年度社会教育の重点（案）について」、社会教育課大江課長補佐がご報告申し上げます。

（社会教育課大江課長補佐より報告）

（塩見教育長）

何かご質問等がございますでしょうか。

ないようでしたら、次に、日程第6「その他」に入らせていただきます。事務局から何かありませんか。

（相馬教育次長）

今後の教育委員会議等の日程でございますが、臨時教育委員会議を3月10日(水)午前9時40分から、総合教育会議を同日午前10時からお世話になりたいと思います。

また、3月の定例教育委員会議につきましては、3月29日(月)午後2時からでよろしくお願いいたします。

最後に小・中学校の卒業式のお願いです。中学校が3月15日(月)、小学校が3月23日(火)です。委員の皆様にはお世話になりますが、よろしくお願いいたします。なお、こども園と府立学校につきましては、来賓の参列はなしということで整理をされたとのことですので、ご承知おき願います。

（岡田委員）

まだ先ですが、入学式の日程を教えてくださいませんか。

（相馬教育次長）

小学校の入学式が4月7日(水)、中学校が4月8日(木)、府立学校が4月9日(金)です。

（塩見教育長）

来賓対応につきましては、今後、お示しさせていただきますが、卒業式並みであろうと思っておいただければと思います。別件で何かありますか。

（樋口委員）

1点ご報告です。教育委員の中から「与謝野町有線テレビ放送運営及び番組審議会」の委員を1名出さなければならないということで私がお引き受けしております。先日、審議

会が開催され、会長の選出に当たり、立候補者がありませんでしたので、事務局一任ということになり、引き続き、会長を仰せつかりましたのでご報告させていただきます。

(塩見教育長)

樋口委員におかれましては、お世話になりますがよろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。

午後2時20分 終了

教育長

委員

委員

書記

議案第 25 号

令和 3 年度与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異動
の内申について

与謝野町立小・中学校の管理教職員の人事異動について、別紙のとおり京都
府教育委員会に内申するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

与謝野町教育委員会
教育長 塩 見 定 生

議案第26号

加悦伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

加悦伝統的建造物群保存地区保存計画を別紙のとおり変更する。

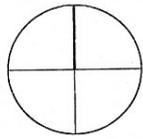
令和3年2月26日提出

与謝野町教育委員会

教育長 塩見定生

提案理由

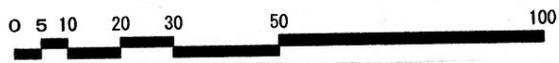
加悦伝統的建造物群保存地区において、追加物件（三井正雄家離れ）として建物調査を実施し、令和2年11月11日の与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会において議決を得たことを受け、保存計画の一覧に追加し、別添のとおり加悦伝統的建造物群保存地区保存計画を変更することについて承認を求めるものである。



与謝野町加悦
伝統的建造物群保存地区



特定物件候補物件
三井正雄家離れ



所見調書

三井正雄家離れ(橋本町)

加悦大橋を北に渡って2軒目、ちりめん街道東側に位置する。街道から細道が敷地の北側に沿う。離れは主屋の後方にあり、切妻造り棧瓦葺きの棟が東西に通る二階屋で、平側の壁が細道に接している。

大正4年(1915)8月の『第三区(加悦)消防組水源略図』には戸主は「三井留治」とある。明治19年(1886)の『町方居住人民畳敷悉皆総員取調記』では戸主は志賀周助、建物は平屋で畳数は17帖であった。

時期は不詳であるが、当家に次のような建物があったことを記す書類(罫紙にタテ書き)がのこっている。

区分	構造	床面積	一階	一階以外	計
居宅	木造瓦葺二階	二九.二〇坪		七.〇〇坪	三六.二〇坪
々	木造草葺平家	一一.七〇			一一.七〇
々	木造瓦葺二階	六.二〇		六.一二	一二.三二
物置	木造垂鉛葺平家	六.三〇			六.三〇
工場	木造瓦葺平家	一七.五〇			

昭和21年(1946)11月に三井重太郎から「電動機使用製粉工場新設許可申請書」が宮津警察署に提出され、同月28日に許可されている。「工場」がこの製粉工場であるとするれば、この記録は昭和21年以降のものとなる。「離れ」が建つ位置は「隠居」と記され、住人は三井家とは別家である。なお草葺の平家の建物(規模は3間×4間ほど)があったことが知られるが、昭和55年に滅失している。

当該「離れ」の二階居室は8帖で、奥行が浅い床の間と押入がついている。面積は19.5㎡(3.94×4.95_尺、5.9坪)である。一階の居室も二階と同大で、離れの玄関がある南から庭のある東に面する二方に縁が廻っている。居室の東南角に立つ柱の東南面の風蝕が進んでいるので、この柱の特に南面は外部に直接面していた可能性がある。すなわち南縁は増築されたと推測される。東の縁は、床の前に平書院がつくられているので当初からあったとすると、面積は24.6㎡(4.97×4.95_尺、7.5坪)である。

離れは切妻造りで、一階東縁の上に庇をかけ、西妻に階段室と中二階を片流れの屋根で覆っている。片流れ屋根の主体部との取り付け方や主屋との取り合い方からみて、片流れ屋根の部分は増築と推測される。したがって当初の主体部は切妻屋根がのる、桁行2間半、梁間2間半の部分(概算6.25坪)であろう。南西に玄関を設けて南に縁をつくり、中二階が増設されたと推測される。

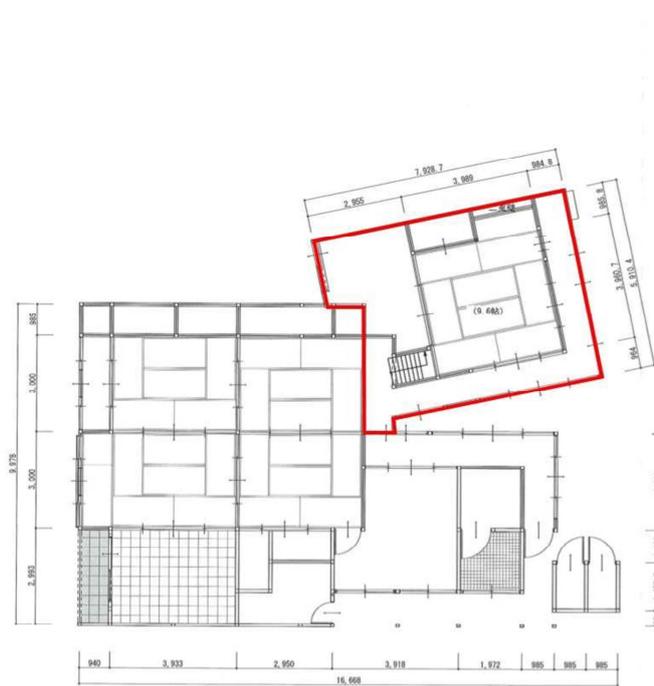
上記書類に記載されている、「木造瓦葺二階」で面積12.32坪の「居宅」の一階面積は6.20坪(20.5㎡)、二階は6.10坪(20.1㎡)である。一階の面積が実測値は1坪余大きい、東縁が雨戸だけで開放されていた可能性(柱の風蝕)があり、床面積に算入されなかったことも考えられる。そうであれば書類に記載された面積は実測値に近似することになる。

一、二階の床の間の奥行が半間より少し浅いので、外壁と二重に壁がつくられている。江戸時代の民家には、身分制に対応する家作上の規制があった。その一つが本床(間口1間、奥行半間)をもつ構えである。その規制を免れる手法として、半間より浅い奥行き床の間がつくられた。加悦重伝建地区内にもそのような事例がいくつかみられる。三井家離れは建ち(階高)が高いことや、床柱に面皮柱(これも規制の対象であった)が使われていること、また部材の経年変化からも江戸期まで遡るものではないが、穏やかな風情が漂う離れとして昭和初年頃に建築されたと推測される。税務台帳によれば、昭和12年からの登録になっている。

以上により、三井家離れは伝統的建造物としての要件を備えているといえる。

所見作成 日向 進

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会委員
京都工芸繊維大学名誉教授



1階平面図 S:1/100



2階平面図 S:1/100



離れ (東面)



離れ (北面・西面)

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という）第5条の規定に基づき、与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 地理的特徴

与謝野町は京都府北部、日本海中部に突出した丹後半島の付け根に位置にある町で、その南には丹後と丹波を画する大江山連峰が聳えている。大江山から流れ出した野田川は特別名勝天橋立の内海阿蘇海で日本海に注ぎ、野田川の形成した沖積平野は通称加悦谷と呼ばれ、与謝野町は加悦谷平野全域から野田川河口部周辺までの範囲に位置している。

加悦は江戸時代初期の慶長7年（1602）に作成された『丹後国与謝郡加悦庄町方検地帳』には「加悦庄町方」と表記され、それ以後明治22年までは現在の字加悦が加悦町、明治22年から昭和29年までは、字算所、加悦奥、加悦、後野が旧加悦町となっていた。昭和29年の旧加悦町、与謝村、桑飼村による1町2村の合併で加悦町となり、平成18年に加悦町、岩滝町、野田川町の合併で与謝野町が形成されている。

(2) 保存地区の沿革

与謝野町は、縄文時代早期より人々の居住が認められ、弥生時代中期から古墳時代前期にかけては大陸からもたらされる鉄素材の加工と流通の拠点として、さらに大陸と近畿中心部を結ぶ交通の要衝として重要な位置を占めていたこともあり、町内に存在する古墳もおよそ1470基を数える。

平安時代中期から中世にかけては摂関家領の庄園となり、至徳3年（1386）から戦国時代の永正6年（1509）までは京都実相院が地頭となっていた。その頃の加悦は「賀悦」と表記されることが多く、寛正6年（1465）賀悦庄より地頭実相院へ「大口織誂物」が納められていた。（親元日記）「大口織」とは武士が着用する袴のことで、絹で「精好織」といわれる技法で織られており、中世丹後の特産品となっていた。このことから、中世の賀悦は絹織物の産地として確立していたとみられる。その後、戦国時代には丹後屈指の戦国大名石川氏の本拠地となり、現在の加悦町字後野が中世の「賀悦」となっていた。

近世初期の天正8年（1580）頃、織田信長により丹後支配を認められた細川藤孝の重臣有吉立言が、現在の加悦の地に小規模な城下町を建設した。しかし、有吉氏が築造した安良城は有吉立言の死去に伴い、わずか3年で城解きとなったため、有吉氏は加悦を出て細川氏の宮津城下に屋敷を構えることとなった。その後、慶長7年（1602）に作成された『丹後国与謝郡加悦庄町方検地帳』によると、加悦は上市・中市・下市に分かれ、そこには商職人が居住する市場町と変容していた。

加悦の産業は中世以来続いた絹織物業で、室町・戦国期は主に武士の袴地に使用する厚手の精好、江戸時代に入って薄手の撰糸が織られていた。しかし、天正8年に造られた宮

津城下町は産業に乏しかったので、近世宮津藩では城下町の産業振興のために加悦の絹織物問屋を宮津城下町に移住させた。その結果、もともと耕地に乏しいために織物に依存していた加悦は、絹織物業が不振となり、深刻な状況を迎えるようになった。

そこで、京都と丹後の織物取次ぎ問屋後野村の木綿屋六右衛門が京都西陣に加悦の手米屋小右衛門を遣わし、西陣で、門外不出の秘伝であった縮緬織の技術を学ばせた。2年にわたる苦心の末、燃糸技術と高機の構造を学んで小右衛門は加悦に戻った。時に享保7年(1722)。以来、これが280年余りに及ぶ加悦での丹後縮緬の出発となったのである。

また、加悦は縮緬の生産地としてのみならず、丹後各地と京都を結ぶ宿場としても栄えた。丹後各地で生産された縮緬は加工のために京都へ運ばれ、生糸は京都から運ばれてきたが、その経路に加悦があたっていた。街道を往来する人々のために、明治10年代には旅館が5軒、飲食店も十数軒、人力車屋も数多くあるなど大いに賑わっていた。

しかし、大正15年に加悦と国鉄宮津線丹後山田駅を結ぶ加悦鉄道が完成し、昭和5年、福知山と網野を結ぶ府道が街道筋より東に新設されたことにより、街道筋を通る人々は激減した。さらに、その府道は後に国道176号に昇格し、平成6年には旧国道より東1キロの地点で長さ10キロにわたって国道が新設されたことにより、街道筋は今日の静かな環境となった。

(3) 保存地区の現況

街道筋は長さ830mにわたる。南から上之町、花組、中市、下之町、橋本町と呼ばれ、大きく5つの地区に分けられる。与謝野町字後野に接する上之町地区と花組は西側に天満宮の丘陵を背にし、その東麓に浄土宗宝巖寺、臨済宗吉祥寺、日蓮宗実相寺を持ち、小さいながらも一種の寺町を形成している。

町並み景観は、街道が途中4箇所直角に曲がる「まがり」があり、その間はゆるやかな勾配のある街道となっている。街道筋には平入りの町家が連続する。前庭や白壁のある家もあり、店構えは土壁や白壁・格子などで彩られ、土蔵も多く点在するなど、変化に富む町並みを形成している。加悦奥川の流れを渡る大橋付近には柳があり、風情ある景観を醸し出している。

保存地区は、昭和5年の府道福知山網野線の新設に伴い町の中心地から外れたことにより、伝統的建造物の残りは良好である。現在の主屋は101戸で、そのうち江戸時代の建築が8戸、明治大正期が39戸、昭和戦前期が19戸と、伝統的建造物が66戸を数える。

① 上之町

街道筋の最も南に位置する上之町には、明治大正時代の丹後最大の縮緬工場であった西山工場とそれに付属する職工住宅や講堂などがあり、近代縮緬産業の隆盛を物語っている。それに隣接して、大正期の洋風建築である伊藤医院があり、続いて伽藍の松が美しい宝巖寺、150段の石段が直線的に伸び上がる天満宮がある。急な石段を登りきった所には、享保18年(1738)に建築された天満宮の社殿がある。なお、社務所は石段下の北側にある。また、東側には街道筋で唯一袖壁卯建をもつ明治中期に建てられた杉本家住宅がある。

② 花組

上之町の北には花組と呼ばれる地区が続く。街道筋の西側には宝蔵寺と天満宮の石段を挟んで吉祥寺がある。吉祥寺は近世初期に加悦の基礎を形作った有吉氏の帰依が深かった。続いて、最初の「まがり」の角には、江戸時代に大庄屋を務め、近代には廻船業や生糸縮緬業を営んだ下村家がある。現在の主屋は明治中期に建てられたものである。四つ角には幕末期の吉岡家がある。街道の東側には昭和初期の加悦銀行の土蔵が残り、続いて明治中期の渋谷家がある。

③中市

最初の「まがり」の北側には大正期に丹後産業銀行であった建物が対面している。街道を西へゆるやかに登ると、江戸末期の下村家と明治中期に加悦郵便局であった土蔵、そして石垣の上には実相寺の山門が街道を見下ろしている。再び、「まがり」を北に曲がるとそこは、かつて「加悦の中市、京のような」といわれた界隈である。街道の両側には軒高の揃った平入りの町家が連続し、店の間には格子を残し、落ち着いた景観を保っている。街道筋の西側には明治初期に建てられたかつての「油佐楼」旅館が岡田家として残り、その北には白壁で彩られた大正期の尾藤家「丹直」がある。東側には明治期の井上家、大正末期の今田家、明治中期の細川家が続く。

④下之町

街道の西側には保存修理事業が完了した旧尾藤庄蔵家住宅、緩い坂道を下ると明治期に加悦郵便局だった杉本家、明治前期より昭和前期まで丹波屋旅館であった松村家、前庭の松が美しい昭和初期の井筒屋旅館が続く。そこから街道は3つ目の「まがり」で東に向う。昭和9年に「まがり」を解消するために道が北へ拡幅されて、加悦奥川を天神橋が跨ぐ。東側は明治中期の佐々木家、川嶋酒造の酒蔵であった昭和8年の川嶋家が続き、「まがり」の手前には明治中期の濱見家がある。

⑤橋本町

街道筋の北端は橋本町と呼ばれる。旧街道は4つめの「まがり」で再び北へ向い、加悦奥川を大橋が跨ぐ。江戸時代後期から明治にかけて、宮津からこの大橋まで川船の往来があった。大橋を渡ると昭和初期に建てられた家並みが続く。このあたりは昭和2年3月の丹後大震災で被害を受けた地域である。加悦町役場も倒壊し、当時最先端の耐震設計で建てられた旧加悦町役場庁舎が残る。このあたりの景観は、平成13年、町道中央線が新設されたこともあり、情感には乏しい。

このように、街道筋はそれぞれの場所で違った貌があり、それがこの町の魅力の一つとなっている。

(4) 保存地区の特性

加悦の町としての骨格は、江戸時代は京往還、明治時代以降は網野街道と呼ばれた丹後と京都を結んだ道路の両側に連続する一本街路の両側町であり、その南側に寺社などの宗教施設を集中的に配置している。その後、農業と絹織物業をベースとする地域社会の中心地として発展してきた。

保存地区を特徴づけるものは、一つは建造物である。建造物は主屋と土蔵、付属建物に分けられる。主屋は中市で見られるような軒高の揃った連続する切妻造二階建平入りのものと、前庭を持つ規模の大きな建物の二つに分けられる。後者には土蔵や縮緬工場など付属する場合が多い。保存地区内には前者と後者が分布しているが、後者は5つの地区すべてに存在している。

上之町と花組には宝巖寺、天満宮、吉祥寺の寺社が街道の背後に立地しているため、中市、下之町、橋本町とは違った景観を生み出している。

洋風建築も特徴の一つである。街道筋から見えるものは、上之町の伊藤医院、橋本町の旧加悦町役場庁舎だけであるが、下之町の旧尾藤家住宅にも離れに洋館建築があり、また、かつては花組に旧宮津銀行加悦支店があった。伊藤医院以外は昭和初期に当時の尾藤加悦町長が建築したものである。

さらに、江戸時代中期末からは京都の祇園祭を思わせるような御神体を乗せた山屋台や歌舞伎を上演する芸屋台などが町内を練り歩く加悦谷祭が執り行われ、明治22年からは毎年4月24～25日に一斉に行われた。

このように保存地区は、かつての地域社会の中にあって常に中心的な商業地として、そして丹後縮緬に代表される絹織物の生産地としての役割を担ってきた。しかし、その役割も時代の流れとともに変化し今日は静かな住宅地となっているが、町並みとしては平入り切妻造りの町家が主流を占める中に前庭や門を有する大規模な屋敷型住居もみられ、さらに近代洋風建築やちりめん工場も散見されるなど、多様な建造物を含む点で貴重な町並みといえる。

(5) 伝統的建造物群の特性

保存地区は与謝野町字加悦の旧網野街道に面する地区で、約12haの町並みである。

① 主 屋

江戸時代後期に成立した厨子二階平入棧瓦葺塗籠あるいは真壁造を中心に、明治中期から昭和戦前期に建てられた本二階建平入り棧瓦葺の建物で構成される。厨子二階の主屋には虫籠窓を持つものがあり、袖壁卯建や煙出しの越屋根を上げたものもある。壁の腰板は縦板羽目とし、妻壁は軒下まで張り上げる。開口部は木製ガラス戸や格子を建てる。主屋の土間で機織りをしている場合もある。

② 土 蔵

土蔵は棧瓦葺が主流を占め、街道に面するものは白漆喰塗、街道から後退したものには中塗仕上げや縦板羽目のものもある。腰板は縦板羽目が主である。

③ 付属建物

主屋と土蔵を繋ぐ付属屋、廊下や便所、離れや納屋等は棧瓦葺とし、主屋の外観に準じる。主屋に付属して、縮緬等を製織する工場があり、外観等は主屋に準じる。

④ 寺社建築等

神社は天満宮と吾野神社、稻荷神社などがあるが、いずれも街道を見下ろす天満宮の杜に鎮座している。その直下には蛭子神社がある。寺院は寺町を構成する宝巖寺、吉祥寺、

実相寺の本堂や庫裏等があり、それぞれ伝統的様式の建造物となっている。

⑤ 工作物・環境物件

工作物としては漆喰塀や土塀、石垣、石段、小祠、鳥居、狛犬、燈籠、水路、橋などがある。環境物件としては、庭の樹木、天満宮などの社叢、路地、「まがり」などがある。

⑥ 保存地区の名称・面積・範囲

保存地区内の伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、住民の生活環境向上のため、保存地区名等を次のとおり定める。

保存地区名 与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積 約 12 ヘクタール

保存地区の範囲 京都府与謝郡与謝野町字加悦、字後野の一部
範囲については、別図のとおりとする。

(6) 保存の方向

本保存地区の特色は、縮緬生糸商家・工場・近代洋風建築・寺社など、江戸・明治・大正・昭和戦前期の各時代を代表する建築物が独特の歴史的風致を形成している。これらは、地域住民にとって替えがたい文化遺産である。ついては、保存地区の歴史的役割や伝統的建造物群の特性を地域住民が十分に理解した上で、それらを町づくりの核として活用していく。合わせて、この地区でより快適な暮らしができるように住環境の整備を図っていく。

(7) 保存の内容

伝統的建造物として、江戸時代後期から昭和 20 年以前に建てられた家屋、土蔵、神社、寺院等の建築物や土塀、石段水路などの工作物の保存と修理を行なう。

また、伝統的建造物と一体をなす庭の樹木や社叢、路地、「まがり」など伝統的景観の保全を行なう。保存地区内にある伝統的建造物以外の建造物、工作物、空き地などについては、伝統的建造物と調和のとれた修景を行い、保存地区の環境を維持する。

第2章 保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物と一体をなして歴史的風致を形成する物件(以下「環境物件」という。)の決定

(1) 伝統的建造物

保存地区内において、江戸時代から昭和 20 年以前に建築された建造物で、伝統的建造物群の特性を残している建築物及び歴史あるその他の工作物を「伝統的建造物」と定める。

ア) 建築物 別表、別図

- ①主屋 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物
- ②土蔵 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物
- ③寺社 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物
- ④その他 昭和 20 年以前に建てられた伝統的な建造物

イ) 工作物 別表、別図

昭和 20 年以前に建てられたもので、主屋、土蔵、社寺等と一体をなす歴史ある工作物で、漆喰塀や土塀、石垣、小祠、鳥居、狛犬、燈籠、水路、橋など。

(2) 環境物件 別表、別図

伝統的建造物と景観的に一体をなす街道のまがりや天満宮の社叢、景観上重要な樹木などの自然物その他を「環境物件」という。

第3章 保存地区における建造物及び環境物件等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

伝統的建造物及び環境物件の保存整備に当たっては、保存地区の歴史的風致を維持していく。伝統的建造物は「修理基準」に基づく復原修理又は現状維持を原則とする。

伝統的建造物以外の建造物は「修景基準」と「許可基準」を運用して、保存地区の歴史的風致を維持していく。合わせて、地域住民が主体となった町並み保存を進め、新しい町づくりを目指す。

(2) 保存整備計画

① 伝統的建造物

ア) 特性を維持している伝統的建造物

伝統的建造物群の特性を維持している伝統的建造物の保存整備については、その外観を維持するための修理を行う。(修理基準 別表1)

イ) 外観が変更されている伝統的建造物

外観が変更されているものについては、伝統的建造物群の特性の維持を基本として旧状に復するための修理を行う。(修理基準 別表1)

② 伝統的建造物以外の建造物の修景

伝統的建造物以外の建造物(工作物を含む)の新築や増改築については、伝統的建造物の外観に依りて、歴史的風致を損なうものでない建造物の基準を示した修景基準(別表2)、許可基準(別表3)によって歴史的風致の維持に資するものとする。

以上の基準を運用して、保存地区の歴史的風致を維持するとともに、保存地区の特性を生かした生活環境の整備に努める。

③ 環境物件

水路、路地、社叢などの環境物件については現状維持に努め、修理基準(別表1)によってその保全に努める。

第4章 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

(1) 建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成

保存整備計画に基づく事業にあたり、建造物等の修理、修景、復旧及び管理に要する経費の助成については、別に定める「与謝野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により行なう。

(2) 保存団体への助成

保存地区内の住民等により組織された保存団体に対して、その活動に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することができる。

(3) 建造物の新築、増築、改築に関する設計相談

必要に応じて専門家等による設計相談を行なう。

第5章 保存地区の保存のために必要な管理施設の設置及び整備計画

(1) 伝統的建造物の公開

地元住民と来訪者の便宜、また町並みに関する歴史史料等の保存と活用を図るため、保存地区を特色づける伝統的建造物の公開に努める。

(2) 展示施設、管理施設の整備

保存地区についての理解を高めるために、地区の歴史などを展示する施設を設ける。また、そこでは、保存地区内の管理のための相談や指導にあたる。保存地区へは標識、説明板、案内板等を伝統的な景観に調和した形式で設置する。

(3) 環境整備等

伝統的な景観を阻害している電線や電柱等は移設や埋設を検討する。また、街路灯等については、伝統的景観と調和したもので整備する。

看板等については、保存地区にふさわしいものとする。排水路についても、伝統的な景観にふさわしい改良を図る。

(4) 道路・駐車場などの整備

旧街道の路面は度重なる舗装で路面が高くなっているため、旧路面まで低くする。その表面の仕様は周囲の景観にふさわしいものとする。

住民の駐車場は空き地を活用することとし、来訪者の駐車は旧加悦町役場駐車場を使用する。保存地区内の道路への駐車は出来る限り避けることとする。

また、将来的に加悦奥川の河川整備や町道中央線付近の整備が実施される際には、保存地区との景観に調和した環境整備とする。

(5) 防災施設等の整備

保存地区内の建造物を火災から守るために、防火水槽や消火栓等、保存地区の防災に必要な施設を整備する。また、防災については防災計画を作成する。

(6) 公共施設の修景、整備

休憩所や公衆便所、ゴミ集積場等は伝統的景観に調和するように新たに設置する。

(7) 団体等関係機関との協議

地方公共団体等による環境整備の事業については、歴史的環境に調和するよう指導・助言・要請を行なう。

別表1 加悦伝統的建造物群保存地区修理基準

		伝統的建造物及び環境物件
建物配置		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
構造		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
階数		主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
屋根	形式	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	軒形式	
	材料	
	軒	
	樋	
下屋・庇	材料	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	庇軒	
	軒先高さ	
一階意匠	外壁	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	開口部	
	建具	
	出入口	
	戸袋	
	腰壁	
	基礎	
二階意匠	外壁	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
	開口部	
	建具	
工作物	塀、石段、鳥居等	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する
環境物件	樹木、路地等	主として外観を現状維持又は旧状に復原修理する

別表2 加悦伝統的建造物群保存地区修景基準

基準項目		伝統的建造物以外の建造物	
構造	建物配置	原則として、現状の地盤高さを維持すること	
	構造	伝統的建造物の特性を維持する木構造とする	
	階数	二階建てまでの階数とする	
	屋根	形式	原則として切妻造りとする
		勾配	周囲の伝統家屋に合わせる
		材料	いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色、銀黒色）の日本瓦棧瓦葺
	下屋庇	材料	いぶし瓦若しくは釉薬瓦（黒色、銀黒色）の日本瓦棧瓦葺
		勾配	周囲の伝統家屋に合わせる
		軒先高	周囲の伝統家屋の高さと著しく異なること
樋	茶褐色仕上げとし、銅製も可とする		
建築物	一階	外壁	大壁造白漆喰又は中塗仕上、豎板張、またはこれに類するもの
		開口部	原則居室は掃出し、縁を設ける
		建具	建具は木製を基本とする。表構えは木製格子はめ込み+木製ガラス戸、または腰付木製ガラス戸とする カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		出入口	木製を基本とする カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		戸袋	豎・横羽目板又は下見板張り カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		腰壁	下見板張り、又は豎板張り、又は洗い出し
		基礎	原則として道路側布石敷とする もしくはRC布基礎又は洗い出しとする
	二階意匠	外壁	大壁造白漆喰又は中壁仕上、豎板張りとする
		開口部	単窓、もしくは連窓
		建具	建具は木製を基本とする カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
		戸袋	豎・横羽目板又は下見板張り カラーサッシを使用する場合は、茶褐色又はこれに類するものとする
	他	外部土間	たたき、石敷き、又はこれに類するもの
		外部意匠	床下通気口、建具は木製を基本とする
	工作物		歴史的風致を損なわないものとする

別表3 加悦伝統的建造物群保存地区許可基準

		伝統的建造物以外の建築物	
敷地	建物配置	周囲の家屋と同じ高さ、地盤高を考慮して建てること	
建築物	構造	原則として、木構造とする	
	階数	おおよそ二階建てまでの階数とする	
	屋根	形式	原則、切妻造りとする
		材料	歴史的風致と調和したものとする
		軒	歴史的風致と調和したものとする
	下屋 庇	樋	歴史的風致と調和したものとする
		材料	歴史的風致と調和したものとする
		軒先高	歴史的風致と調和したものとする
	外壁	歴史的風致と調和したものとする	
	開口部	歴史的風致と調和したものとする	
	一階意匠	歴史的風致と調和したものとする	
	二階意匠	歴史的風致と調和したものとする	
	外壁	歴史的風致と調和したものとする	
	建具	歴史的風致と調和したものとする	
	基礎	歴史的風致と調和したものとする	
その他の建築物	外壁の意匠、色彩は周囲と調和のとれたものとする		

工作物	塀・門	歴史的風致と調和したものとする
	生垣	歴史的風致と調和したものとする
	屋外広告物	規模、構造、材料、色彩など周囲の伝統的景観と調和したものとする
車庫・駐車場	原則として車庫は建築物の許可基準に従う 原則として駐車場は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る	
建築設備	原則として、公道から望見できない位置に設置する	
土地の形質変更	変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする 空き地が生じた場合は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る	
木竹の伐採、植栽	空き地や法面等は歴史的風致と調和するように緑化に務める	

※ 建築設備とは、ガス・暖房・冷房・換気等設備